

電波監理審議会（第949回）議事要旨

1 日 時

平成22年1月13日（水）15:00～

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

原島 博（会長）、小舘 香椎子（会長代理）、山田 攝子

(2) 電波監理審議会審理官

伊丹 俊八

(3) 幹事

中村 伸之（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

吉田電波部長、山川情報流通行政局長、久保田官房審議官他

4 議 事 模 様

(1) 無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する 省令案について （諮問第1号）

本件は、諮問第2号と関連する事案であったため、諮問第2号と一括して総務省の説明があった。

(2) 周波数割当計画の一部変更案について （諮問第2号）

本件は、諮問第1号と関連する事案であったため、諮問第1号と一括して総務省から次のとおり説明及び質疑応答があった。

なお、諮問第1号については、電波法第99条の12第1項により意見の聴取が義務付けられており、また、諮問第2号については、諮問第1号と一括して意見の聴取を行うことが適当であると認められたため、一括して意見の聴取を行うこととし、その意見の聴取の手続を主宰する審理官として伊丹俊八を指名した。

ア 総務省の説明

電子タグシステムは、読取装置から電波を発射し、それを受けた電子タグからの情報により、物の情報を読み取るものであり、既に様々な周波数帯において用途、目的に応じ、普及が進んでいる。特に、950MHz帯の周波数の電波を使用するものについては、物流管理等に広く活用されており、本件は950MHz帯において新たに中出力型の電子タグシステムを導入するものである。

現在、950MHz帯電子タグシステムのうちパッシブタグシステムには、個別免許が必要となる高出力型として、工場の構内等で使用されている読取距離が10m程度のものと、免許が不要な低出力型として、空中線電力が小さく、読取距離が10cm程度のものがあるが、この中間に位置づくものとして、屋外での使用が可能で、読取距離が2m程度のものへの要望が高まっており、この要望を踏まえ、情報通信審議会において、その技術的条件について、審議され、平成21年12月に答申を得たところである。

本件改正省令における主な変更点として、1点目は、950MHz帯パッシブタグシステムについて、屋外において読取距離が2m程度のものとして、中出力型を新設することとする。無線局の局種としては簡易無線局とし、技術的条件として空中線電力の許容値、空中線利得の上限、占有周波数帯域の許容値、不要発射の許容値等を定めることとする。

2点目は、既存の950MHz帯電子タグシステムの使用周波数帯を拡張する。これにより、利用可能なチャンネル数が約2倍以上となり、950MHz帯電子タグシステムの普及が進み、10年後には、約52万台程度の普及が見込まれるものと考えている。

3点目は、無線チャンネルについて、同時送信可能チャンネルを3チャンネルまでから5チャンネルまでとする。

4点目は、キャリアセンス時間について10msに加え、128 μ sを追加する。これにより消費電力を抑えられることから、電池で駆動する電子タグの長寿命化が可能になる。

周波数割当計画の一部変更案について、中出力型950MHz帯パッシブタグシステムの導入に伴い、周波数帯幅を6MHzから8MHzに拡張し、その拡張に伴い、950MHz帯電子タグシステム用の周波数の表示を改め、中出力型950MHz帯パッシブタグシステムを簡易無線局としての導入するため、移動体識別用簡易無線局の周波数表を追加することとする。

イ 主な質疑応答

- ・ 本件により950MHz帯パッシブタグシステムにおいては、高出力型及び低出力型については使用周波数帯を拡張し、中出力型を導入するとのことであるが、周波数帯がそれぞれ異なっている理由は何か、との質問に対し、可能な限り広い周波数をそれぞれの電下タグシステムで利用可能とすべきとの要望がある一方で、複数の電子タグが同じ場所で同じ周波数を使用することはできないため、特定の電子タグシステムのみが使用でき

る周波数帯を設ける必要もあることから、共用を図りつつ多くの普及に対応するため、このような規定となっている、との回答があった。

(3) 無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について **(諮問第3号)**

CDMA高速データ携帯無線通信システムの高度化等に伴う制度整備について、次のとおり総務省から説明があった。

なお、本件については、電波法第99条の12第1項により意見の聴取が義務付けられており、意見の聴取の手続を主宰する審理官として伊丹俊八を指名した。

○ 総務省の説明

現在、第3世代移動通信システムについては、W-CDMAシステム及びCDMA2000システムがあるが、W-CDMAシステムについては、LTEシステムへの移行の1段階前の高度化システムとして、DC-HSPAシステム及びHSPAエボリューションシステムについて、既に平成21年に制度化しているところであるが、CDMA2000システムの高度化システムについては、未整備であったことから、今般制度化を行うものである。

CDMA2000システムの高度化システムについては、CDMA2000システムの無線チャネルを2チャネル又は3チャネル束ねて使用すること及び変調方式の高速化により、伝送速度の高速化するものであり、また、利用者の収容数が増加することから、利用効率の向上も併せて期待できるものである。

また、3.9世代移動通信システムについて、利用エリアの圏外となる地域の解消のため、他の移動通信システムと同様に小電力レピータの導入が必要であることから、本件により、第3世代移動通信システムのうちCDMA2000システムの高度化システム及び3.9世代移動通信システム用の小電力レピータの導入を図るため、規定の整備を行うものである。

改正の内容として、第3世代移動通信システムのうちCDMA2000システムの高度化システムに関しては、送信する電波の周波数、空中線電力、占有周波数帯幅の許容値等を定め、また、簡易な免許手続となる特定無線設備とするため、3.9世代移動通信システム用小電力レピータに関しては、受信設備が副次的に発射する電波の限度、空中線電力、空中線の絶対利得、周波数の許容偏差等を定め、また、簡易な免許手続となる特定無線設備とするため、関係規定の整備を行うものである。

(4) UQコミュニケーションズ株式会社所属特定無線局の包括免許について **(諮問第4号)**

UQコミュニケーションズ株式会社に対する特定無線局の包括免許について、総務省から次のとおり説明があり、審議の結果、適当である旨答申した。

○ 総務省の説明

本件は、UQコミュニケーションズ株式会社から申請のあった広帯域移動無線アクセス用小電力レピータの包括免許についてである。

本件は、広帯域移動無線アクセスシステムにおける圏外の解消のために導入するものである。申請内容については、電波法第27条の4の規定に基づき、周波数の割当てが可能であること、総務省令で定める特定無線局の開設の根本的基準に合致すること、という審査項目について申請内容を審査した結果、全ての項目に適合していると認められたため、免許を与えることについて諮問を行うものである。

(5) 放送普及基本計画の一部変更案について

(諮問第5号)

日本放送協会（NHK）による衛星放送の見直しに関する放送普及基本計画の一部変更案について、総務省から次のとおり説明及び質疑応答があり、審議の結果、適当である旨答申した。

ア 総務省の説明

現在、NHKは、衛星放送であるBSデジタル放送としてBS1、BS2、BSHiの3チャンネルを、BSアナログ放送としてBS1、BS2の2チャンネルを放送しているが、これらの放送について、放送普及基本計画において、BSアナログ放送を平成23年7月24日までに終了することとし、その後は、BSデジタル放送3チャンネルを2チャンネルを超えないように見直すことと規定されていることを受け、NHKによるBSデジタル放送及びBSアナログ放送に係る関係規定の整備を行うものである。

変更点として、1点目は、NHKのBSデジタル放送をハイビジョン放送による新BS1と新BS2の2チャンネルに再編成し、その再編成の日は、平成23年7月24日のBSデジタル放送へ完全移行日に先立つ日とする。

2点目は、新BS1及び新BS2への再編成後は、NHKのBSアナログ放送において、新BS1及び新BS2のサイマル放送を行い、平成23年7月24日までに廃止する。

3点目は、新BS1については、衛星系の広域性、経済性、大容量性及び高品質性を生かした情報の提供を行う総合放送として、新BS2については、外部の事業者の企画・制作能力を放送番組に活用し、過去の優れた文化の保存及び新たな文化の育成及び普及を促進することを目的とする総合放送とすることとし、2つのチャンネルとも、総合放送とする。特に新BS2については、番組の制作について、なるべくNHK以外に番組制作を開放していくということにより、NHKに刺激になること等を期待するものである。

4点目は、上記1点目から3点目のとおりとしたNHKによる新たなBS放送のあり方について、地上デジタル放送の衛星利用による難視聴対策が終了するまでの間、総合的な検討を行い、必要に応じて見直すこととする。

イ 主な質疑応答

- 新BS2については、外部制作事業者に制作を委託した番組等の放送時間について定めているが、その数値に制約されるものなのか、との質問に対し、当該放送時間については、あくまでも努力義務として、NHKはその数値を目標としてもらうものである、との回答があった。

(文責：電波監理審議会事務局)